

## 『潜水士試験 まるわかりテキスト&amp;問題集 令和4年版』

## お詫びと訂正のご案内

『潜水士試験 まるわかりテキスト&問題集 令和4年版』をご購入頂きまして、誠にありがとうございます。  
本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。  
訂正してお詫び致します。

頁数等	内容		掲載日
200 ページ 第4章 関係法令 1 潜水業務の設備 ここで計算問題をチェック 解答1	誤	解答1 (1)	令和4年9月26日
	正	解答1 (2)	
206 ページ 第4章 関係法令 3 潜水作業業務の管理 ここまでの確認!! 一問一答 解答1	誤	解答1 ○ 高圧則第15条 (ガス分圧の制限) 第1項第1号。	令和4年9月2日
	正	解答1 × <b>18kPa以上160kPa以下の範囲に収まるよう必要な措置を講じる</b> 。高圧則第15条 (ガス分圧の制限) 第1項第1号。	
222 ページ 第4章 関係法令 9 免許証 ここまでの確認!! 一問一答 解答2	誤	解答2 × 高圧則第15条 (ガス分圧の制限) 第1項第1号。免許を受けることができる者は、①潜水士免許試験に <b>合格した者</b> 、②その他 <b>国土交通大臣が定める者</b> である。高圧則第52条 (免許を受けることができる者) 第1項第1号・第2号。	令和4年9月21日
	正	解答2 × 高圧則第15条 (ガス分圧の制限) 第1項第1号。免許を受けることができる者は、①潜水士免許試験に <b>合格した者</b> 、②その他 <b>厚生労働大臣が定める者</b> である。高圧則第52条 (免許を受けることができる者) 第1項第1号・第2号。	
256 ページ 第4章 関係法令 解答/解説【関係法令編】 9 免許証 解説2 (1)	誤	(1) 免許を受けることができる者は、潜水士免許試験に合格した者と <b>その他国土交通大臣</b> が定める者である。高圧則第52条 (免許を受けることができる者) 第1項第1号・第2号。	
	正	(1) 免許を受けることができる者は、潜水士免許試験に合格した者と <b>その他厚生労働大臣</b> が定める者である。高圧則第52条 (免許を受けることができる者) 第1項第1号・第2号。	